

金沢市物価高騰緊急対策福祉施設等光熱費補助金について

(障害福祉サービス事業所等)

金沢市障害福祉課

1. 趣旨

物価高騰に対する緊急対策として、本市の福祉施設等に対し光熱費に係る補助を行います。

2. 対象事業所・補助金額等

- ・補助対象者は、令和8年7月1日時点（基準日）において、障害者総合支援法等に基づき金沢市内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する事業者とします。
- ・今回申請のサービス種別毎の補助上限額は下表に掲げる額とします。光熱費の実績額が補助上限額を下回る場合は、実績額を補助額（1万円未満切捨て）とします。
- ・光熱費は、電気料金・ガス料金・灯油代とします。

区分	サービス種別	定員	補助上限額
障害福祉サービス事業所等	・居宅介護（重度訪問介護、同行援護及び行動援護を含む。）を行う事業所 ・就労定着支援を行う事業所 ・自立生活援助を行う事業所 ・移動支援（重症心身障害児・者移動支援及び医療的ケア児移動介護支援を含む。）を行う事業所 ・訪問入浴サービスを行う事業所 ・計画相談支援（地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談を含む。）を行う事業所 ・保育所等訪問支援を行う事業所 ・居宅訪問型児童発達支援を行う事業所 ・道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2項に規定する福祉有償運送を行う事業所		10,000円
	・療養介護を行う事業所 ・生活介護を行う事業所 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業所	21人未満	20,000円
	・就労選択支援を行う事業所 ・就労継続支援（A型・B型）を行う事業所 ・就労移行支援を行う事業所 ・日中一時支援を行う事業所 ・地域活動支援センター ・児童発達支援を行う事業所 ・放課後等デイサービスを行う事業所	21人以上	40,000円

	・短期入所（空床型を除く。）を行う事業所		80,000円
	・共同生活援助を行う事業所	30人	150,000円
	・障害者支援施設 ・福祉ホーム ・障害児入所施設（医療型・福祉型）	未満 30人 以上	260,000円

【申請上の注意事項】

- ・同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合は、合わせて1事業所とします。（多機能型事業所以外については、別紙「多機能型以外の同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合」を参考にしてください。）
- ・共同生活援助（グループホーム）を行う事業所の住居追加分は、本体住居と合わせて1事業所とします（定員数を合算）。
- ・補助事業者の運営している福祉施設等のうち、障害者総合支援法等により指定の取消し、その他これらの類する処分を受けた場合、又は、令和8年7月1日時点において運営を休止している場合は、当該福祉施設等にかかる補助金は交付対象外となります。
- ・介護保険法に基づくサービスの指定を受けている福祉施設等については、同様の補助を実施していますが、別途申請が必要になります（申請先：金沢市介護保険課）。

3. 申請手続

申請は、事業者（運営法人単位）です。複数の障害福祉サービス事業所等を運営する法人は、とりまとめてご提出ください。

（1）申請方法

原則、電子申請システムで申請書と請求書、添付書類を提出してください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-kanazawa/smart-apply/apply-procedure/8627796170639557455>

（2）提出が必要な書類

①申請書（記載例を必ずご確認ください）

②添付書類

光熱費の実績額の支出が確認できるもの：

光熱費にかかる総勘定元帳、領収書(写)、通帳(写)など

対象期間：令和8年7月1日～令和8年9月30日分

※ 領収書（写）など支払金額及び支払済みであることを確認できる書類には、対象経費の額を確認するため、**マーカーやメモ書き等で該当箇所を明示**してください。当該書類に対象外の経費が含まれている場合は、内訳書等を添付してください。

※ 複数の種別の異なるサービス種別を行う事業所で、請求が一括となっている場合は、経費の按分表を添付してください。

③請求書



(3) 申請書の審査

- ・申請書の記載内容について、担当者から確認のご連絡をさせていただく場合があります。
- ・申請書の審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、補助金交付決定及び額確定通知書を申請者あてに送付します。

(4) 補助金の支払い

申請受付から支給までは2か月程度を予定しています。2か月を経過しても振り込みがない場合は、以下までお問合せください

4. 申請期間

令和8年8月1日～令和8年10月31日

(※申請書類一式は原則電子申請システムでご提出ください)

5. 関係書類の保存について

当該補助金に係る関係書類（電子データを含む）は、5年間（令和13年度末まで）の保管をお願いいたします。

6. お問い合わせについて

電話でのお問い合わせが混み合う可能性があるため、ご不明点などは電子メールにてお問い合わせくださるようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

金沢市障害福祉課事業者管理係 貞弘・小林・小倉

電話：076-220-2289 FAX：076-232-0294

電子メール：syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

「多機能型事業所以外の同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合」

以下の同一枠内の事業を同一所在地で提供している場合は、合わせて1事業所とします。
上限額が違う場合、上段に書いてある上限額が高いサービスの方の上限額を採用します。

- ・ 居宅介護（重度訪問介護、同行援護及び行動援護を含む。）を行う事業所
- ・ 移動支援（重症心身障害児・者移動支援及び医療的ケア児移動介護支援を含む。）を行う事業所
- ・ 訪問入浴サービスを行う事業所

- ・ 児童発達支援を行う事業所
- ・ 放課後等デイサービスを行う事業所
- ・ 保育所等訪問支援を行う事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援を行う事業所

- ・ 生活介護を行う事業所
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業所
- ・ 就労選択支援を行う事業所
- ・ 就労継続支援（A型・B型）を行う事業所
- ・ 就労移行支援を行う事業所
- ・ 日中一時支援を行う事業所
- ・ 就労定着支援を行う事業所

- ・ 短期入所（空床型を除く。）を行う事業所
- ・ 日中一時支援を行う事業所

- ・ 児童発達支援を行う事業所
- ・ 放課後等デイサービスを行う事業所
- ・ 日中一時支援を行う事業所